

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：志布志市、志布志市議会議長、志布志市選挙管理委員会、志布志市代表監査委員
志布志市教育委員会、志布志市農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	68.0%
全職員	52.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	105.3%
本庁課長補佐相当職	98.2%
本庁係長相当職	102.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	92.4%
26～30年	99.0%
21～25年	93.5%
16～20年	95.0%
11～15年	80.0%
6～10年	94.7%
1～5年	91.6%

【説明欄】

本庁部局長・次長相当職区分には職員がいないため記載なし。

36年以上区分には女性職員が1名しかおらず、特定の職員の給与が推測し得ることから公表の対象外とする。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。